

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-18)

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進 					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	375	471	663	632
		補正予算(b)	3,055	2,304	2,487	—
		繰越し等(c)	578	721	△ 232	
		合計(a+b+c)	4,008	3,495	2,918	
執行額(百万円)	3,964	3,267	2,729			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定) ・「日本再興戦略 2016」(平成28年6月2日閣議決定) 					

測定指標	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		123	—	123	110	90	—	100	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	特定支障除去等事業の件数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	34年度	○
		—	10	10	13	13	13	0	
	年度ごとの目標		10	10	13	13	13		
	産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	△
		187	192	187	159	165	—	150	
	年度ごとの目標		—	150	150	150	150		
	パースル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度	○
—		—	—	—	0	3	4		
年度ごとの目標		—	—	—	0	1			
パースル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	×	
	9	—	7	5	9	20	4		
年度ごとの目標		—	—	—	—	8			
クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	—年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○	
	—	—	0	0	0	0	0		
年度ごとの目標		—	0	0	0	0			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は着実に減少しており、目標を前倒しで達成した。 ・また、特定支障除去等事業も計画どおり進捗している。 ・一方で、バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数は、26年度、27年度と増加傾向にある。
	施策の分析	・支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は減少しているものの、不法投棄の新規発生件数は近年横ばいで推移しており、未だ撲滅には至っていないことから、引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図っていく必要がある。 ・また、廃棄物処理法に基づく基金による支援については、平成27年度に有識者等による検討会を開催し、平成28年度以降の支援のあり方について検討した結果、引き続き基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当であるとされた。 ・廃棄物等の越境移動の適正化の推進については、本年6月2日に閣議決定された日本再興戦略2016においても、「国内外で発生した二次資源(使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等)について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる」とされた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現、有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現、廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現のために、今後も不断の取組が必要である。 【測定指標】 ・主要指標である、支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数については、前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定し取組を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会 等
-----------------	------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成26年度)について(http://www.env.go.jp/press/101759.html) 支障除去等に対する支援に関する検討会報告書(平成27年9月) http://www.env.go.jp/press/101560.html 「廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入」http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html 平成28年4月25日付け報道発表「廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会報告書」のとりまとめについて(お知らせ)http://www.env.go.jp/press/102431.html
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	------------------	--------------------	---------	----------	---------